

適正な水道料金のあり方について

答 申 書

令和8年4月27日

双葉地方水道企業団水道事業運営審議会

はじめに

水道事業は、生活に欠かすことのできない重要な社会基盤として、安全で良質な水道水を、水道使用者である受益者負担の原則に則った独立採算制により、適正料金で安定的に供給していくことが求められている。

双葉地方水道企業団（以下「本企業団」という。）は、構成団体5町（広野町、楢葉町、富岡町、大熊町及び双葉町）の水道事業運営を担い、水道料金については、平成17年4月に双葉町を除く構成団体4町の基本料金を統一し、平成20年4月には先述した4町の水道料金を双葉町の基本料金に合わせる形で統一・改定を実施した。

しかしながら、これらの料金改定は、いずれも事業に必要な費用を給水収益で賄うことが出来ない料金水準での改定であったことから、水道料金の抜本的な見直しを図るため料金改定の準備を進めていたところ、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域の設定により、多くの住民が給水区域外への避難を余儀なくされ、本企業団の給水戸数及び有収水量は大幅に落ち込み、経営は危機的状況に陥ることとなった。

平成20年4月以降、今日まで約20年にわたり現行の水道料金を維持し、民間活用の推進や業務の効率化などの自助努力により事業運営を行ってきたが、近年の原材料費やエネルギー価格の高騰などにより、社会経済情勢が大きく変化し、本企業団の経営を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

このような状況の中、令和7年11月5日に本企業団企業長より本審議会に対して、適正な水道料金のあり方について諮問を受けたところである。

本審議会では、本企業団が基本理念に掲げる「安全、安心、未来につなぐ水づくり」の実現を目指して、計5回にわたり慎重な審議を重ねてきた。

その結果、次のとおり結論を得るに至ったので、ここに答申する。

1 答申内容

(1) 水道料金について

水道料金の増額改定が必要であるとする。

(平均改定率：約 35%) (下表)

水道料金

(1 ヶ月当たり・消費税抜き)

用途	料金区分	区分	現行料金	改定案	改定率	差額
一般用	基本料金	基本水量	10 m ³	10 m ³	—	—
		13mm	1,153 円	1,560 円	35.299%	407 円
		20mm	1,400 円	1,893 円	35.214%	493 円
		25mm	2,753 円	3,723 円	35.234%	970 円
		30mm	3,810 円	5,151 円	35.197%	1,341 円
		40mm	6,381 円	8,627 円	35.198%	2,246 円
		50mm	9,810 円	13,263 円	35.199%	3,453 円
		75mm	21,524 円	29,099 円	35.193%	7,575 円
		100mm	37,810 円	51,116 円	35.192%	13,306 円
		125mm	40,000 円	54,077 円	35.193%	14,077 円
		150mm	45,048 円	60,901 円	35.191%	15,853 円
	従量料金	1 m ³ 当たり	120 円	162 円	35.000%	42 円
臨時用	基本料金	基本水量	1 m ³	1 m ³	—	—
	—	—	258 円	348 円	34.884%	90 円
	従量料金	1 m ³ 当たり	258 円	348 円	34.884%	90 円

(2) 水道料金の算定期間について

令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間とする。

(3) 基本水量制について

基本水量として定める 10 m³以下の使用者が全体の大半を占め、「基本水量制」の影響を受ける使用者が多いことから、少量使用者に対し、過大な負担を強いることを避けるため、今回の改定にあつては、基本水量制を継続することが適当であるとする。

2 答申に至った背景（現状と課題）

（1）経営状況について

本企業団の経営状況について確認すると、水道料金水準の妥当性を示す経営指標である料金回収率^{※1}は、令和6年度決算において100%を大きく下回る31.69%となっており、事業に必要な費用を給水収益で賄えていない状況にあり、毎年度純損失を解消することが出来ずに多額の累積欠損金が計上されている。

また、同決算における給水原価^{※2}を確認すると1 m³当たり482.42円と全国と同規模水道事業体（296.49円/m³）と比較して高い水準にあり、給水に要する費用が大きい構造となっている。

こうした状況の背景には、先述した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響により、給水区域の大部分が長期間にわたり避難指示区域となり、水需要が著しく減少したという特殊事情がある。

復旧・復興の進展に伴い給水は段階的に再開されているものの、人口及び水道使用水量は震災以前の水準までは回復しておらず、水道施設の維持管理や運転に必要な固定的経費の負担が相対的に大きく、財政が逼迫する主な要因となっている。

その上で、将来的な人口動向や水需要の見通しを踏まえると、現行の水道料金水準を維持した場合、持続的な事業運営を確保することは容易ではなく、安全・安心な水の安定供給を将来にわたり維持するためには、収支構造の改善と経営基盤の強化が求められる。

※1「料金回収率」とは？

- ・ 給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標
- ・ 料金回収率が100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益で賄えていない状況を意味する。

※2「給水原価」とは？

- ・ 有収水量1 m³当たり、どれだけの費用がかかっているかを表す指標

（2）施設更新について

本企業団の水道施設については、構成団体より浄水施設、配水施設及び管路などの資産を引き継いだものの、既に法定耐用年数を超過していた資産が多く含まれていたことから、老朽化の進行が深刻であり、更新需要の増加が見込まれ、事業運営に大きな影響を及ぼすことが想定される。

また、令和6年度時点において全体の1割程度である老朽化資産^{※3}の割合は、令和16年度には3割、令和21年度には4割を超える水準にまで増加する見通しとされている。震災後の水需要の減少という厳しい経営環境の下においても、施設の安全性や機能性を確保するために、必要な施設更新を着実に実施できるよう持続可能な財政基盤の構築が求められる。

※ 3 「老朽化資産」とは？

- ・ 経過年数が法定耐用年数の 1.5 倍を超える資産

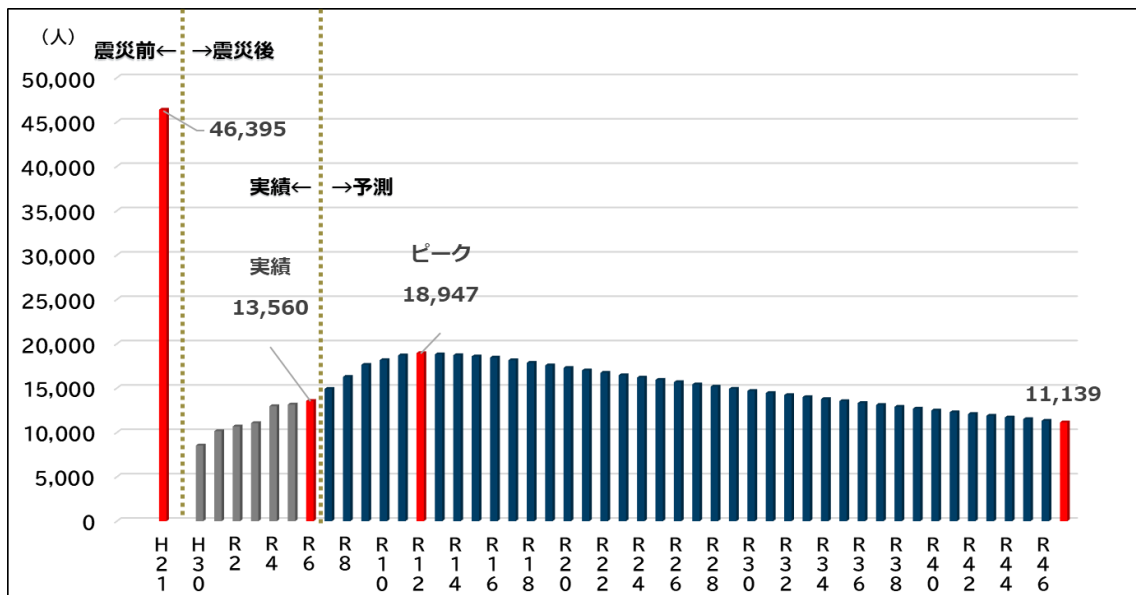
（３）将来の見通しについて

本企業団の将来の事業環境を展望するにあたり、構成団体がそれぞれ策定している「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」における人口推計を算定基礎とし、その人口動向を踏まえ給水人口を算出し、将来の水需要、有収水量及び給水収益の見通しについて試算した。

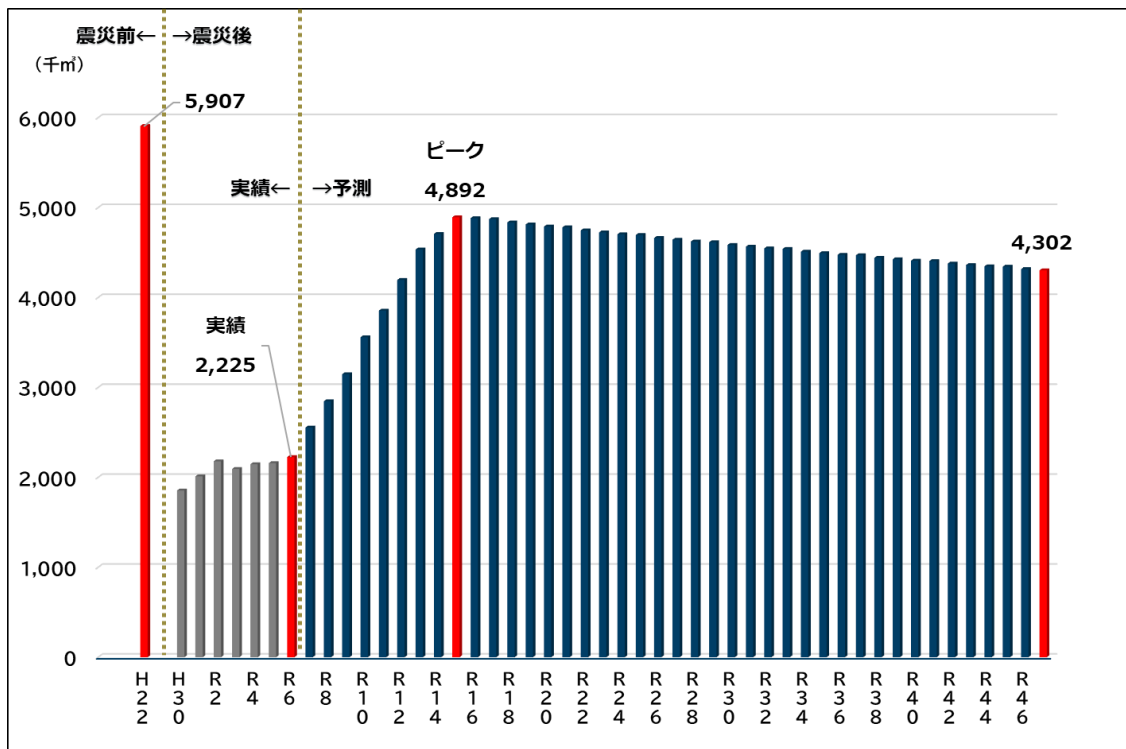
その結果、住民帰還の進展等により給水人口は一定程度増加し、それに伴い有収水量も回復傾向を示す見込みであり、これに基づく水道料金収入も一時的には増加が見込まれるものの、中長期的には人口減少に転じることが想定され、給水人口は再び減少局面に入り、有収水量及び水道料金収入も長期的には減少していくものと予測される。

すなわち、一時的な需要回復が見込まれるものの、それは持続的な増加を意味するものではなく、将来的な収益基盤の縮小は避けられない状況にあることが示されている。

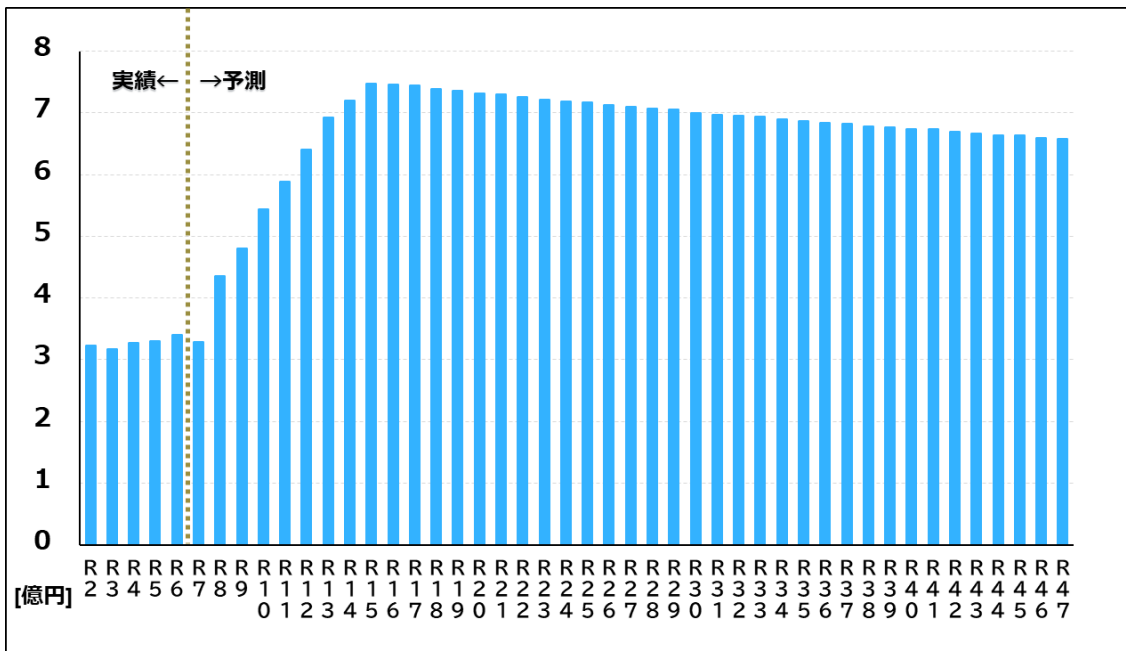
給水人口の見通し



有収水量の見通し



給水収益の見通し（消費税抜き）



（４）累積欠損金について

本企業団においては、震災以前より事業に必要な費用を給水収益で賄っていない状況にあり、赤字決算が継続し多額の累積欠損金が発生している。

令和８年度の予算編成における累積欠損金は約１９億円に達する見通しであり、財務基盤の健全性に大きな影響を及ぼしている。

現行の水道料金水準を前提とした場合、収益は将来的に減少傾向が見込まれており、収入不足が継続すれば、累積欠損金はさらに積み上がっていく可能性が高く、このことは、将来世代への負担の先送りにつながるものであり、持続可能な事業運営の観点から看過することは出来ない。

本来、累積欠損金が発生した場合、可能な限り早期に解消することが望ましいものの、今回の水道料金の算定期間である令和９年度から令和１３年度までの５年間に於いて解消を図ろうとした場合、急激な使用者負担の増加を招く恐れがあることから、現実的且つ持続可能な対応として累積欠損金の増加を抑制し、将来的な解消に向けた道筋を明確にすることが重要であるとする。

このことから、水道料金水準の適正化により収支の均衡を図り、累積欠損金がこれ以上増大しない財務構造へ転換すると共に、計画的にその縮減を進めていくことは、単年度の収支改善にとどまることなく、長期的な経営健全化の観点から取り組むべき重要な課題である。

３ 検討事項

本審議会では、水道事業の持続的な事業運営を確保するため、３つの財務目標（下表）を掲げると共に、使用者負担への影響に配慮する観点から、水道料金の算定について以下のとおり検討を行った。

３つの財務目標

目標１	損益黒字（純利益）の確保
目標２	累積欠損金の解消
目標３	資金残高（５億円）の確保

目標１ 損益黒字（純利益）の確保について

水道事業は、水道法及び地方公営企業法（以下、「関係法令」という。）に基づき、水道使用者である受益者負担の原則に則った独立採算制により運営する必要があるため、最低限、損益黒字の確保が求められる。

また、水道料金の算定に当たっては、関係法令及び公益社団法人日本水道協会が策定する「水道料金算定要領」に基づき、おおむね５年ごとに水道料金を見直すことを前提とした。

その結果、本算定期間内において収益的収支を黒字化し、健全な経営を確保す

るためには現行比約 47%の増額改定が必要との試算が示された。

一方で、水道事業が住民生活に不可欠な公共サービスである点及びその地域独占性に鑑み、急激な料金上昇による使用者への過度な負担を抑制するため、改定率を現行比 25%から 40%までの 5 %間隔による複数の増額改定案について協議し、さらには福島県内の近隣水道事業体の水道料金水準との比較及び使用者負担の影響等を踏まえ、改定水準の妥当性について検討を行った。

目標 2 累積欠損金の解消について

本企業団では累積欠損金が長期にわたり増大しており、その解消に取り組むための水道料金水準の設定が必要である。このため、おおむね 20 年以内に累積欠損金の解消が見込める水準を一つの目安とした。

水道料金を 5 年ごとに同水準で改定することを前提に試算したところ、改定率 25%の場合は令和 47 年度に、改定率 30%の場合は令和 41 年度に、改定率 35%の場合は令和 27 年度に、改定率 40%の場合は令和 23 年度にそれぞれ累積欠損金が解消される結果となり、改定率によって累積欠損金の解消時期に大きな差が生じることが確認された。

このことから、使用者負担への影響や事業の持続性を踏まえ、累積欠損金の解消見通しについても重要な判断材料の一つとして総合的に検討を行った。

目標 3 資金残高（5 億円）の確保について

自然災害や感染症などのリスクに対し、およそ一年間の料金収入が途絶えた場合であっても、予算を編成し水道事業を継続することができる資金残高として 5 億円を確保することが可能な水道料金水準について検討を行った。

その他の検討事項 基本水量の取扱いについて

現行の水道料金体系においては、基本料金に月 10 m³までの使用水量を含む基本水量が設定されており、この基本水量のあり方についても検討を行った。

基本水量を廃止した場合、改定による増額分の全てを従量料金で補うことになることから、一部の使用水量区分（月 5 m³～30 m³程度）の使用水量世帯において料金上昇幅が大きくなることが確認された。

本企業団においては、震災をきっかけとして、水道使用者の構成の中心が核家族などの小家族世帯から単身世帯へ移行し、基本水量である 10 m³以下の使用者が全体の 6 割以上を占め、「基本水量制」の影響を受ける使用者が増加した。

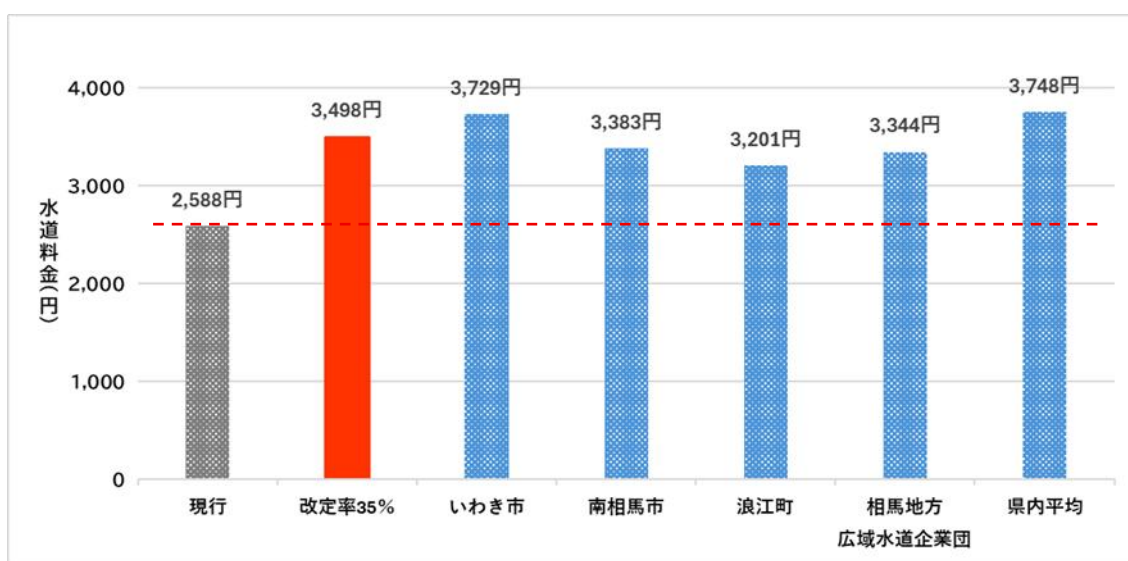
一般的に、生活者 1 人当たりの標準的な使用水量は月 7 m³程度とされており単身世帯や少人数世帯に対する負担が大きくなることが懸念されることから、今回の改定においては、基本水量を現行どおり維持することが望ましいとの結論に至った。

4 まとめ

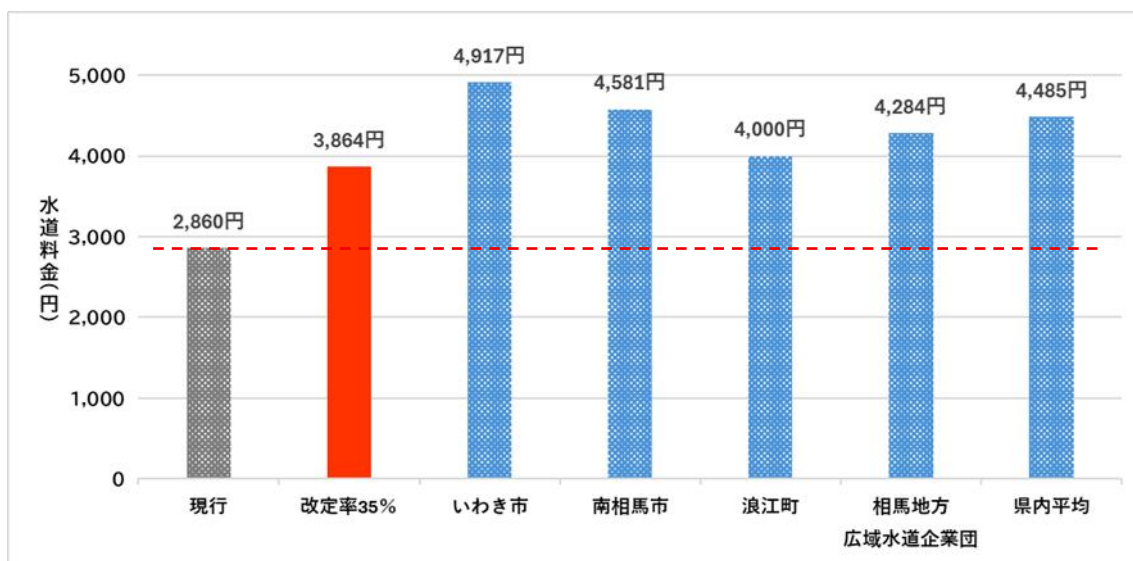
以上の検討を踏まえ、経営の健全化と使用者負担への配慮の双方の観点から総合的に判断した結果、水道料金の増額改定を実施するに当たり健全な経営と使用者負担のバランスが取れた案として平均改定率約 35%を採用し、水道料金水準の見直しについては、おおむね5年ごとに行い且つ基本水量制については現行どおり維持することが望ましいとの結論に至った。

なお、水道料金の比較については下表のとおりである。

水道料金の比較
口径 13mm/月間 20 m³使用時（消費税込み）



口径 20mm/月間 20 m³使用時（消費税込み）



5 付帯意見

(1) 広報活動について

重要な社会基盤である水道料金の増額改定（値上げ）は、住民生活や事業運営に大きな影響を及ぼすものであることから、水道料金改定の必要性や変更点等について様々な広報手段を効果的に活用し、十分な周知期間を設けたうえで丁寧な説明を実施するよう要望する。

(2) 経営努力について

水道事業の健全な経営を継続するため、業務の効率化や新しい技術の導入及び水需要の見通しに基づく水道施設のダウンサイジングなどの経費縮減の取り組みを継続的に進めることを要望する。

また、今後の導入を予定している検針・徴収業務の効率化（隔月検針・隔月徴収の実施）については、急激な変更による混乱を招くことがないよう水道使用者への配慮を併せて要望する。

(3) 損害賠償請求の継続について

福島第一原子力発電所事故による収益の減収分などについては、原因者である東京電力ホールディングス株式会社に対して損害賠償請求の継続を強く求め、水道使用者が不利益を被ることのないよう要望する。

おわりに

本審議会は、本企業団を取り巻く特殊な事業環境、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故からの復興過程にある地域の実情並びに将来の人口動向や施設更新需要等を総合的に踏まえ、水道料金のあり方について慎重に審議を重ねてきた。

水道事業は、住民生活及び地域活動を支える重要な社会基盤であり、安全で安心な水を将来にわたり安定的に供給し続けることが最大の使命である。一方で、人口減少や需要構造の変化、施設の老朽化の進行など、水道事業を取り巻く環境は今後も大きく変化していくことが見込まれる。

今回の料金算定は、将来の事業継続性を確保するための重要な見直しであると言えるが、算定期間における対応のみをもって長期的な課題が全て解決されるものではない。

持続可能な事業運営を実現するためには、経営状況や事業環境の変化を継続的に把握し、適時適切に事業運営のあり方を見直していくことが不可欠であると言える。

特に、水道料金については、関係法令及び水道料金算定要領の趣旨を踏まえ、おおむね5年ごとに経営状況や将来見通しに応じ、その妥当性について定期的な検証と見直しを実施し、過度な負担増を回避しつつも、次の世代へ負担を先送りしない財政基盤を確立していくことが求められるものである。

本企業団においては、引き続き経営の効率化と透明性の向上に努めると共に、地域住民への丁寧な情報提供と理解の醸成を図りながら、将来にわたり安全で持続可能な水道サービスの提供に取り組まれることを期待し、本審議会の答申の結びとする。

双葉地方水道企業団水道事業運営審議会審議経過

開催回	日程	主な審議内容
第 1 回	令和 7 年 11 月 5 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問書の交付 ・ 企業団の概要 ・ 本審議会の目的 ・ 水道事業を取り巻く経営環境
第 2 回	令和 7 年 12 月 25 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道事業の経営 ・ 公営企業会計の仕組み ・ 持続的な事業経営のための財務目標 ・ 水道事業の課題 ・ 財政シミュレーション結果
第 3 回	令和 8 年 1 月 26 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道料金水準の検討方針と論点 ・ 水道料金水準の検討
第 4 回	令和 8 年 2 月 26 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道料金水準の検討 ・ 適正な水道料金（料金改定率・料金体系）の合意、決定
第 5 回	令和 8 年 3 月 26 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申案の審議、決定
答 申	令和 8 年 4 月 20 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申